



同時発表：各地方整備局、北海道開発局

令和 3 年 3 月 3 0 日
水管理・国土保全局治水課いのちとくらしをまもる
防災減災

全国 109 の一級水系全てにおいて

『流域治水プロジェクト』を策定・公表します

～ 『流域治水』の現場レベルでの取組を本格的にスタート！～

「流域治水」に関する地域での取組を推進するため、河川整備に加え、流域のあらゆる関係者が協働して行う対策も含めた治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として各水系でとりまとめ、今般、全国一斉に公表します。

＜概要＞

流域治水プロジェクトは、近年の気候変動による災害の激甚化、頻発化を踏まえ、上流、下流、本川、支川の流域全体を俯瞰し、河川整備、雨水貯留浸透施設、土地利用規制、利水ダムの事前放流など、あらゆる関係者の協働による治水対策の全体像をとりまとめた初めての取り組みです。

総勢 2,000 を超える機関が参画する流域治水協議会を全国全ての一級水系で立ち上げて、関係機関が協働して流域治水プロジェクトの作成を目指して参りました。

本日、全国 109 の全一級水系、12 の二級水系において、流域治水プロジェクトを一斉に公表します。

今後、関係省庁とも連携して、国土交通省の総力をあげて、本プロジェクトを実行し、「防災・減災が主流となる社会づくり」を全力で推進してまいります。

各水系で公表したプロジェクトは、以下の国土交通省ホームページに掲載しております。

【国土交通省ホームページ】

https://www.mlit.go.jp/river/kasen/ryuiki_pro/index.html

【問い合わせ】

国土交通省水管理・国土保全局 治水課
企画専門官 山田 拓也 (内線：35-542)
企画調整係長 高木 拓真 (内線：35-543)
代表 03-5253-8111、直通 03-5253-8452、FAX 03-5253-1604

信濃川水系(信濃川上流)流域治水協議会 規約

第1条 設置、名称

本会は、信濃川水系における信濃川上流域の流域治水対策を推進するため、「信濃川水系(信濃川上流)流域治水協議会」(以下「協議会」という。)と称し、これを設置する。

第2条 目的

本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、信濃川水系(信濃川上流)流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

第3条 協議会の構成

協議会は、千曲川・犀川大規模氾濫に関する減災対策協議会及び長野県内 10 圏域の大規模氾濫減災協議会のうち、佐久圏域、上田圏域、松本圏域、大町圏域、長野圏域、北信圏域の協議会の構成機関をもって構成する。

協議会の運営、進行、招集、企画立案や構成機関相互の連絡調整、協議会の指示による各種検討については、第3条に記載する大規模氾濫に関する減災対策協議会と連携し、共有・検討を行うものとする。

第4条 流域治水協議会の実施事項

協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1. 信濃川水系(信濃川上流)流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
2. 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
3. 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
4. その他、流域治水に必要な事項。

第5条 協議会の情報公開

協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては協議会に諮り、非公開とすることができる。

第6条 協議会資料等の公表

1. 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
2. 協議会の議事については、上記第3条に記載する大規模氾濫に関する減災対策協議会の議事概要と合わせ作成し、出席した各会員、各機関の確認を得た後、公表するものとする。

千曲川・犀川大規模氾濫に関する減災対策協議会（仮称）規約（案）

（名称）

第 1 条 この会議は、「千曲川・犀川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 協議会は、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、県、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、千曲川・犀川流域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（協議会の構成）

- 第 3 条 協議会は、別表 1 の職にある者をもって構成する。
- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第 1 項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 1 の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

- 第 4 条 協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表 2 の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第 2 項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 2 の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第 5 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトツプセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。